

## 国の「総合特区制度」に関する提案について

国の「総合特区制度」に関するアイデア募集に対して、本県として、次の4構想を提案しました。  
(平成22年9月16日付けで国に提出)

- 中山間地域における再生可能エネルギー地産地消特区  
～いわてから提案するグリーン・イノベーション～
- いわて型ライフ・イノベーション特区  
～医療機器関連産業の創出を目指して～
- いわて型地域医療再生特区  
～県民誰もが質の高い医療を受けられる地域医療提供体制の確保に向けて～
- 食料経済振興地域特区(いわて型フードバレー特区)  
～いわて型フードバレーの形成を目指して～

### 1 国の「総合特区制度」の概要

- 国では、「新成長戦略～『元気な日本』復活のシナリオ～」(H22.6.18 閣議決定)に基づき、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等をパッケージ化して実施する「総合特区制度」(仮称)の創設を予定している。
- 今回の募集は、地域においてとるべき戦略を主体的に検討し、それを実行するに当たってのボトルネックや必要な支援措置を抽出するなど、制度創設を行う上での新たなアイデアを集めることを目的として行われている。

### 2 本県の提案の考え方等

#### (1) 提案の考え方

- 個性ある地域の活性化を通じた地域主権の実践や地域的・社会的課題の解決の観点から、総合特区制度を有効に活用するため、想定される規制の特例措置等を同制度設計に反映させることを目的として、幅広くアイデア提案を行う。
- 今回の提案は、制度施行後の正式な申請、特区決定の判断とは直接関係するものではないとされており、関係団体等との具体的な調整は、今後、構想内容の検討を進める中で行う。

#### (2) 今後の進め方

国では、地方公共団体等からの提案を整理し、必要な法令等を立案し、制度の施行後に正式な申請を受け付ける予定とされており、県としては、制度内容等を見極めながら対応していく。

### 3 提案する特区構想

別添資料「国の『総合特区制度』に関する提案の概要」のとおり。

### 4 提案日・提案先

平成22年9月16日付けで、国(内閣官房地域活性化統合事務局)に提出済。

#### 【担当】

政策地域部政策推進室 政策担当(小野・照井)

電話:019-629-5508 / FAX:019-629-5254

提案名	<b>中山間地域における再生可能エネルギー地産地消特区</b> <b>～いわてから提案するグリーン・イノベーション～</b>
特区により目指す方向性	<p>本県の各地域に豊富に賦存する木質や畜産などのバイオマス、小水力、地熱などの特徴あるエネルギー資源のポテンシャルを生かし、規制の特例措置等によって、これら資源を地域内で循環させ、農林水産業などの地域産業や交通システム等に活用し、地域における再生可能エネルギーの有効活用を推進する。</p> <p>また、得られた再生可能エネルギーの地域における新たな活用策として、本県の中山間地域において高齢者が安心して暮らせるモビリティ(移動性)の確保に向け、高齢者の日常生活にふさわしい車体形状、機能を持ったプラグインハイブリッド車の開発と自家発電電力供給システムの実証実験を行う。</p>
主な規制の特例措置等	<p>【規制の特例措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小水力発電の特定水利使用に係る水利権処分手続の簡素化</li> <li>・地熱発電の開発に係る環境影響評価における特例措置</li> <li>・地域循環利用する木質バイオマス、畜産バイオマスなどの廃棄物処理法の規定による許認可等の手続きの緩和</li> <li>・特定供給制度における電力の供給者と需要家との関係に係る要件の緩和</li> </ul> <p>【支援措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人税の課税所得の控除、研究開発費の税制優遇措置の拡充</li> <li>・地熱発電開発における調査井掘削費用・送電線費用への補助制度の継続</li> </ul>
提案名	<b>いわて型ライフ・イノベーション特区</b> <b>～医療機器関連産業の創出を目指して～</b>
特区により目指す方向性	<p>本県では、医療機器関連産業を自動車・半導体に続くものづくり産業の第3の柱として位置付け、平成22年3月に「岩手県医療機器関連産業創出戦略」を策定したところであり、これに基づき、オリジナル医療機器開発、大手企業との取引拡大及び新たな生体材料の開発に取り組んでいる。</p> <p>本県における医療機器関連産業の創出に向けて、医工連携による研究開発の促進及び産学官金連携による医療機器関連産業の集積促進が必要であることから、「岩手県医療機器関連産業創出戦略」における個別戦略として掲げている、①医工連携、②県内企業育成、③オリジナル医療機器の開発、④医療機器開発人材の育成、⑤情報発信について、その実現を図る。</p>
主な規制の特例措置等	<p>【規制の特例措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機器製造販売業「総括製造販売責任者」等の資格要件緩和</li> <li>・医療機器の承認・認証に係る要件緩和</li> </ul> <p>【支援措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の企業が自ら行う医療機器の試作開発から販路開拓等の取組に要する経費に対する補助制度の創設</li> <li>・医療機器開発エンジニア等を育成するための研修を実施する機関に対する補助制度の創設</li> </ul>

提案名	<b>いわて型地域医療再生特区</b> <b>～県民誰もが質の高い医療を受けられる地域医療提供体制の確保に向けて～</b>
特区により目指す方向性	<p>地域における医師不足の状況の中、中核的な医療機能を担う公立病院等を中心に患者数の減少等に伴う厳しい経営環境に置かれており、各病院では、医療機能の集約やスタッフの効率的配置等を行うための病床の増床・削減等を行うことが求められているが、医療法に基づく基準病床制度の下で、思い切った方向性を打ち出すことが困難となっている。</p> <p>また、高齢化による認知症疾患の患者の増加や、各地域における自殺対策の取組み等と連動した精神科医療体制を確保する必要があるが、現在の精神病床の基準病床は全県を対象とした圏域設定となっていることもあり、精神病床が地域的に偏在しているなどの状況にある。</p> <p>このため、基準病床制度の緩和等により、各病院が急激な医療環境の変化や住民ニーズにフレキシブルに対応する体制を確保するとともに、各圏域における自殺対策と連動した精神科医療体制を確保するなど、限られた医療資源の中で県民誰もが質の高い医療を受けられる地域医療の確保を目指す。</p>
主な規制の特例措置等	<p><b>【規制の特例措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準病床算定における県独自の加減算の実施</li> <li>・特例病床を承認する際の厚生労働大臣の同意の廃止</li> <li>・全県を対象としている精神病床の基準病床における圏域設定及び独自の加減算の実施</li> <li>・精神保健福祉法に基づく看護師等の配置基準の経過措置の延長</li> </ul> <p><b>【支援措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神病床を有する病院の新築、改築等を行う場合の施設・設備整備費に対する支援</li> <li>・精神病床における受け入れ態勢の確保のため、精神保健福祉士等を増員する場合の支援</li> </ul>
提案名	<b>食料経済振興地域特区(いわて型フードバレー特区)</b> <b>～いわて型フードバレーの形成を目指して～</b>
特区により目指す方向性	<p>安全・安心で高品質な農林水産物を供給する本県の農林水産業と、食品関連産業の一体的な振興により、「食品素材供給型の産業構造」から、農林水産物とこれを材料とした加工食品までを一体的に供給する「総合食料供給型の産業構造」へと転換し、両産業が地域経済を牽引する内需主導型産業として確立され、本県が、我が国有数の「食料供給基地」として発展することを目指し、産業界(農林水産、製造、流通、中食・外食等)、金融機関、大学、試験研究機関、行政の「産学官金」が連携した地域独自の取組を展開する。</p>
主な規制の特例措置等	<p><b>【規制の特例措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農商工等連携促進法に定める事業計画認定制度の特例として、本県が設定し、国が認めた基準により、農林水産業と食品関連産業の一体的な振興に寄与する企業等を認証し、認証企業等に対し、税制上の支援措置等を適用できる法的枠組みの整備</li> <li>・上記の措置により認証を受けた企業等について、農地転用により食品製造等に係る工場の新增設を行う場合、農地転用の規模に関わらず、国の同意を要しない事前協議により、知事が許可することができることとする措置</li> </ul> <p><b>【支援措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の規制の特例措置により認証を受けた企業等への県産(国産)農林水産物の利用拡大等を目指した業容拡大のための設備投資等に対する金融上の優遇措置</li> </ul>

# 中山間地域における再生可能エネルギー地産地消特区の概要

～いわてから提案するグリーン・イノベーション～

## 現 状

- ◆地熱、バイオマス、水力といった再生可能エネルギーが豊富に存在。
  - ・松川地熱発電所は、我が国初の地熱発電所として運転。
  - ・木質バイオマスを活用したペレットストーブ等導入件数は、全国トップクラス。
  - ・ボイラー出荷羽数が全国3位等、畜産バイオマス資源が豊富など。

## 課 題

- ◆初期費用が高いこと、廃棄物処理法の規制等により、エネルギー源としての利活用が進んでいない。

規制緩和

支援措置

## 取組概要

- ◆再生可能エネルギーの利用促進
  - 小水力発電の導入促進
  - 大規模地熱発電等の開発
  - バイオマスの活用による地域循環圏の構築
- ◆中山間地域において高齢者が安心して暮らせるモビリティ(移動性)確保
  - 高齢者の特性を踏まえたプラグインハイブリッド車等の機能、車体の研究開発
  - 電力供給システムも含めた地域実証実験



効果

- ◆ 多様な再生可能エネルギーの利活用により、低炭素社会の構築に貢献。
- ◆ 林地残材等の木質バイオマス、鶏ふん等の畜産バイオマスなど未利用バイオマス資源について、再生可能エネルギーとして利活用が促進。
- ◆ 再生可能エネルギーを活用した地域内外でのビジネス展開により、新たな産業の創出や雇用の拡大が期待。



# いわて型ライフ・イノベーション特区～医療機器関連産業の創出を目指して

## 地域の現状と課題

### 現状

- 医療機器産業を自動車・半導体に続く**ものづくり産業第3の柱**として位置付け
- 「**岩手県医療機器関連産業創出戦略**」(H22年3月策定)の具現化を目指し、
  - ① オリジナル医療機器開発
  - ② 大手企業との取引拡大
  - ③ 新たな生体材料の開発に取組中

### 課題

- 「**医工連携による研究開発の促進**」及び「**産学官金連携による医療機器関連産業の集積促進**」
  - ① 医工連携の推進
  - ② 研究開発拠点の整備
  - ③ 医療機器の開発支援
  - ④ 新規参入の促進を図ることが必要



## 特区により目指す地域の方向性

- いわて型ライフイノベーションの実現**  
岩手県のものづくり産業の強みを生かし、地域の新たな活性化策として見える形で実現し、地域力の向上を図る。

## 実現のために地域が独自に行う取組

- **医療機器関連産業参入促進事業**
  - ① ものづくり技術・医療機器情報発信
  - ② 取引あっせん
  - ③ 人材育成・企業連携促進
- **医療機器製品開発支援事業**  
医療機器又はその構成部品に係る製品試作及び性能確認試験に対する補助

## 取組に必要な特例措置・支援措置

### 特例措置

- **医療機器製造販売業「総括製造販売責任者」等の資格要件緩和**  
業務に3年以上従事した者  
↓(代替可)  
県知事が指定する講習を修了した者
- **医療機器の承認・認証に係る要件緩和**  
地域の医療ニーズの解決のために地域の医療機関及び企業が連携して開発したクラスIIの医療機器  
↓(承認又は認証が必要)  
届出のみで可

### 財政上の措置

- **医療機器製品開発等支援補助金**  
医療機器の試作開発から販売開拓等の取組に要する経費に対する補助
- **医療機器開発人材育成支援補助金**  
地域における医療機器の中核となる人材の育成に対する補助

# いわて型地域医療再生特区 ～県民誰もが質の高い医療を受けられる地域医療提供体制の確保に向けた特区～

## 地域の現状と課題

1 医療法に基づく基準病床制度の中において、病床の増減等、思い切った方向性を打ち出すことが困難となっている

2 公立病院が多く、県内の民間病院の参入意欲を抑制する要因となっている。

3 精神病床の基準病床は全県を対象とした圏域設定となっているが、精神病床は地域的に偏在している

4 精神病床を改修する場合には1床あたりの面積について現行医療法の基準を満たす必要があり、結果的に病床数を減らさざるを得ないことが懸念される

## 目指す地域の方向性

基準病床制度の緩和等により、

- ①各病院が急激な医療環境の変化や住民ニーズにフレキシブルに対応する体制を確保する
- ②各圏域におけるうつ対策等と連動した精神科医療体制を確保する

など、限られた医療資源の中で県民誰もが質の高い医療を受けられる地域医療の確保を目指す。

①基準病床算定における県独自の加減算の実施

②特例病床を承認する際の厚生労働大臣の同意の廃止

③全県を対象としている精神病床の基準病床における圏域設定及び独自の加減算の実施

④精神保健福祉法に基づく看護師等の配置基準の経過措置の延長

## 規制緩和

総合特区により目指す地域の方向性を実現！

## 支援体制の充実

①精神病床を有する病院の新築、改築等を行う場合の施設・設備整備に対する支援

②精神病床における受け入れ態勢の確保のため、精神保健福祉士等を増員する場合の支援

## 特区により実現しようとする内容

### 病床の増減による経済的基盤の確立

- 状況に応じた医療提供体制や住民ニーズに応じた病床の増減が可能
- 各医療機関が将来にわたり医療を提供していくための経済的基盤の確立に寄与することが可能

### 民間病院の参入意欲を惹起

公的な医療機関が多い本県においても、県内の民間病院が参入しやすい環境を整備し、その意欲を惹起することに繋がる。

### 自殺対策等と連動した精神科医療の提供

各圏域の認知症患者の受入れや、うつ対策等の取組みと、入院治療が必要な精神疾患患者の療養及び退院後の地域への移行を連動させて取り組むことにより、地域での認知症患者の受入れやうつ対策等の推進に寄与することが可能となる。

### 精神病床を有する病院の改修等を支援

精神病床の少ない地域における病床の新規整備や、既存の精神病床等の改修による療養環境の改善等が図られる。



# 食料経済振興地域特区（いわて型フードバレー特区）における地域独自の取組推進イメージ

## 取組の母体となる『FCP 岩手ランチ』を中心とした産学官金の取組推進

○県内の「産学官金」が参画！  
 産業界：農林水産業の生産団体等、製造業者、流通業者、中食・外食産業 など  
 大学：県内の大学等の高等教育機関  
 金融機関：県内金融機関など  
 試験研究機関：国・県の試験研究機関  
 行政：岩手県、関係市町村

○「FCP岩手ランチ」を「産学官金」が連携し、協議、研究等を進める母体として位置付け、これまでの取組と連動した取組を加速的に展開  
 ○参画機関等が連携し、地域独自の取組(食産業人の育成、商品開発、研究等)を推進し、農林水産業と食品関連産業の一体的な振興を目指す  
**【事務局】岩手県（当面のコーディネート機能を担当）**

【『FCP岩手ランチ』とは】  
 現在、32企業・団体が参画し、「岩手ならではの安全・安心のフードチェーンの構築による地域活性化を目指した取組を展開中！  
 《参画企業等》  
**食品事業者等** (株)アマタケ、小野食品(株)、(株)川秀、(株)北館製麺、白石食品工業(株)、(株)長根商店、(株)南部美人、(株)八木澤商店、(株)ハローワーク、久慈市漁業協同組合、岩手県産(株)、イオンスーパーセンター(株) など 25社・団体  
**金融機関等** 岩手銀行、北日本銀行、東北銀行、日本政策金融公庫盛岡支店、岩手県信用保証協会  
**県** 岩手県工業技術センター、岩手県(商工労働観光部、農林水産部)

## 今後、新たに進める「FCP岩手ランチ」における主な取組（概要）

下記の取組のほか、これまでの取組も継続・拡充

- FCP岩手ランチの普及促進と産学官金ネットワーク化【いわて型フードバレー貢献企業等への支援①】**
  - 参加事業者を拡大していくとともに、セミナー開催等により消費者や企業への情報発信を強化する。
  - ランチ内に設置しているABL研究会を活発化し、動産担保による資金供給をさらに進めるとともに、産学官金の連携により付加価値の高い新商品開発を進める研究会や、マーケティングを含めた販路開拓等研究会を設置し、産学官金のネットワーク化を進める。
- 食品関連産業(企業)と農林水産業(生産者)とのマッチング支援【いわて型フードバレー貢献企業等への支援②】**
  - 県産農林水産物の利用拡大と契約取引など安定的な原材料供給を実現するため、企業と生産者(農林漁家)のマッチング等を行う。
- 自立した食産業人の育成と人材クラスターの形成【いわて型フードバレー貢献企業等への支援③】**
  - 企業従業員等に対する研修に係る専門的プログラムの開発・実施により「できる人材」を育成し、「人材のクラスター化」などを進める。
- 食品事業者等の新しいビジネスモデルの拡大や経営基盤の強化【いわて型フードバレー貢献企業等への支援④】**
  - ビジネスモデルの創出を加速化するため、企業等の経営基盤、商品開発力、流通、連携の観点から総合的な支援を行う。

“モノ”を磨く  
商品開発、マッチング、PRの支援

“シクミ”を磨く  
工程・品質管理、技術開発等  
経営管理向上等の支援

“ココロ”を磨く  
経営理念、経営計画策定の支援

参画機関をさらに拡大！



生産量が全国上位に位置している農林水産物(りんご、フロイラー、養殖わかめ、あわび、米など)

「前沢牛」や「岩手産あわび(きっぴんあわび)」、「蜜入りりんご」など、全国に誇れる農林水産物

県産(国産)農林水産物の利用拡大

農林漁家の安定的な経営の実現

足腰の強い食品関連産業の実現

安全・安心で高品質な「いわてブランド」の広まり  
《海外輸出も視野に入れた取組へ拡大》



## 支援措置活用前提となる「いわて型フードバレーの構築に貢献する企業等の認証」

「いわて型フードバレーの構築」に貢献する企業等を認証し、支援

【認証制度構築のための特例措置の概要】  
 農商工等連携促進法に定める事業計画認定制度の特例として、本県が設定し、国が認めた基準により、農林水産業と食品関連産業の一体的な振興に寄与する企業等を認証し、認証企業等に対し、税制上の支援措置等を適用できる法的枠組みを整備しようとするもの。

## 「FCP岩手ランチ」の取組を加速化

- 【仕組み等】
- 本県全域に所在する企業等を対象とした本県独自の認証制度を創設。
  - 制度の根幹となる認証基準は、本県の農林水産業と食品関連産業の一体的な振興に資する企業等を選定するための基準として本県が設定し、国が認定。
  - 企業等の認証は、第三者委員会の審査・答申を受け、知事が認証。  
 認証を受けた企業等には、農商工等連携促進法に定める税制上の支援措置等を適用。
  - 認証企業等の状況は、第三者委員会が毎年度確認(認証取消もあり)。税制上の支援措置等が適用できる認証制度の信頼性を担保。



## 「認証企業等」への支援措置

特例・支援措置(全域をエリアとした措置)

- 《認証企業等への特例措置》  
 1 規制緩和(農地転用許可手続きの特例、国庫補助活用取得財産の処分基準緩和)  
 《認証企業等への支援措置》(※農商工等連携促進法に基づく支援措置等の適用等)  
 2 税制支援(機械設備等の取得に対する特別償却等の適用)  
 3 金融支援(中小企業信用保険法の特例、小規模企業者等設備導入資金助成法の特例等)  
 4 財政支援(国庫補助事業の優先採択)



## 《目指す地域の実現》

- 農林水産業と食品関連産業の一体的な振興により、「食品素材供給型の産業構造」から、農林水産物とこれを材料とした加工食品までを一体的に供給する「総合食料供給型の産業構造」へと転換。
- 両産業が、地域経済を牽引する内需主導型産業として、さらには、我が国の「食」を支える産業として確立され、本県が、我が国有数の「食料供給基地」として発展。
- これにより、地域力を高め、自立した地域社会の構築に寄与。

## 《地域からの貢献》

- 岩手が誇る安全・安心で高品質な農林水産物の海外輸出の拡大をも視野に入れた取組の展開により、国が目指す「食料自給率 50%」などの政策実現に、地域から貢献。